

令和2年度柏崎市社会福祉協議会契約職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり契約職員（通所介護介護員）を募集します。

1 受付期間

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、令和2年7月13日（月）までに提出してください。受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで。（郵送の場合7月13日必着）

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
契約職員 通所介護 介護員	1名	日本国内に住所を有し、右 の受験資格を満たす者 以下の資格を有する方。（取得見込不可） ・介護福祉士

※上記資格の他、普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方。

3 申し込み資格

柏崎市内の当会事業所へ通勤可能な方で、受験資格を満たす方。

※ ただし、下記のいずれかに該当する方は受験できません。

- 被後見人及び被保佐人
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地 当会通所介護事業所のいずれか（柏崎市内）

通所介護事業所 赤坂山デイサービスセンター（柏崎市赤坂町4-5-6）

松波デイサービスセンター（柏崎市松波3-5-7）

北条デイサービスセンター（柏崎市東条6-2-7-1）

5 試験日時及び試験場所

日 時 令和2年7月17日（金） 午後1時から（予定）

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、令和2年7月22日（水）までに電話にて通知します。

なお、この試験による採用は令和2年8月1日を予定しています。（採用日は、応談可）

7 給与・雇用期間等

- (1) 給与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会の雇用契約職員に関する細則によります。
月額 188,500円
- (2) 手当 本会雇用契約職員に関する細則により、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 定めなし（試用期間は3か月で勤務状況により6か月まで延長）
- (4) 勤務時間 始業午前8時30分から終業午後5時30分までの8時間とし、職種（事業所）毎に勤務表で定めます。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。（営業日は月～土まで）。
- (5) 休日 職種（事業所）毎に勤務表で定めます。（年間休日数 126日：令和元年度実績）
- (6) 業務内容 デイサービスセンター（高齢者の日帰り介護施設）における介護業務。入浴、食事、排せつ等の身体介護及び日常生活上の支援並びにレクリエーション等余暇活動支援を行います。
- (7) その他 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度があります。また、社会保険・労働保険、退職金制度に加入します。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、運転免許証の写しを同封の上、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

(2) 履歴書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）1部を同封のこと。
- ⑤ 郵送で履歴書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 その他 採用後、職務に従事した後、職員のモチベーションの向上、能力開発と適材適所の人材活用を目指し、法人の他の業務に異動する場合があります。

10 照会等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当: 小竹、村田)